

審 第 1 7 9 7 号
答 申 第 2 2 5 号
平成30年12月3日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年10月3日付け〇〇健福第〇〇号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第207号

平成28年8月8日付けで審査請求人から提起された、平成28年6月27日
付け〇〇健福第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決
について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年6月27日付け〇〇健福第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年6月15日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日から同〇〇日にかけて〇〇に関して緊急措置及び措置入院の必要ありと診察の上認めた2名以上の精神保健指定医の氏名。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関が、本件開示請求に対し、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の氏名を開示しないとする本件決定を行ったところ、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、平成28年8月8日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (3) 本件審査請求を受け、実施機関は、条例第47条第1項の規定により平成28年10月3日付け〇〇健福第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求書において、審査請求人は次のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

イ 審査請求の理由

平成〇〇年〇〇月〇〇日から同〇〇年〇〇月〇〇日に至る千葉県知事命令による審査請求人に係る措置入院決定等に関して不当と判断し損害賠償、慰謝料を求めて措置入院を妥当と判断した指定医等を相手取り民事訴訟を提起するため、当該2名以上の当該指定医の氏名を不開示とされることは、日本国憲法第32条等により日本国民に保障されている権利を侵害することとなるため違法（違憲）である。

- (2) なお、審査請求人は、反論書においておおむね次のとおり主張している。

本件開示請求は、平成〇〇年〇〇月の緊急措置入院及び措置入院決定を不服として関係者に損害賠償請求を求める民事訴訟を提起するために必要として請求したものであり、不開示とされることは日本国憲法第32条により国民に保障されている

裁判を受ける権利を侵害するものである。同法第98条において憲法は国の最高法規であり、その条規に反する法律、命令等はその効力を有しないとされていることから、本件決定は無効である。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関の弁明書における主張はおおむね以下のとおりである。

(1) 対象文書の特定について

本件開示請求を受け、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け措置入院に関する診断書」（以下「本件文書1」という。）及び「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け措置入院に関する診断書」（以下「本件文書2」という。）の2件の対象文書を特定し、本件決定を行った。

(2) 対象文書の内容について

ア 本件文書1は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第29条の2により緊急措置診察をした指定医1名による診察結果が記載された文書である。なお、緊急措置診察は、急速を要し、精神保健福祉法第27条の規定による手続きを採ることができない場合においては、指定医1名の診察で足りることとされている。

イ 本件文書2は、精神保健福祉法第27条の規定による措置診察をした指定医2名による診察結果が記載された文書である。緊急措置診察の結果により入院後、72時間以内に改めて措置診察を別途指定医2名で実施することとなっている。

(3) 処分の理由

ア 条例第17条第6号ハ該当性について

(ア) 本件文書1及び本件文書2は、精神保健福祉法に基づき指定医に診察の命令を行い実施した診察結果に係る情報である。指定医が行う診察、診断は、精神保健福祉法に基づく措置入院の要否を即時に判断するための行政処分としての性格を有する一時的な行為であって、病状の改善という共通の目的のために将来にわたって被診察者と医師とが相互に信頼、協力関係にある通常の治療行為とは異なる。診察した医師の氏名を開示した場合、当該医師と審査請求人との間に診断内容をめぐり種々の軋轢や紛争を生じさせる可能性がある。

(イ) また、氏名が開示がされることとなれば、指定医の措置診察への協力が得られにくくなる。その場合、措置入院命令の適正な発動が困難となり、精神保健福祉事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) よって、診察をした指定医の氏名は本号に該当する。

イ 審査請求の理由について

(ア) 審査請求人は、措置入院決定等に関して不当と判断し損害賠償、慰謝料を求めて措置入院を妥当と判断した指定医等を相手取り、民事訴訟を提訴するため、指定医の氏名を開示とされることは、憲法第32条等により日本国民に保障されている権利を侵害することとなるため違法（違憲）である旨主張する。

(イ) しかしながら、指定医の氏名については、前記アで説明するとおり、条例第17条第6号ハに該当するものである。

5 審議会の判断

(1) 不開示情報について

ア 本件開示請求は、実施機関が審査請求人に対し、精神保健福祉法第29条の2の規定により千葉県精神科医療センターへの入院を命ずる緊急措置入院決定（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）を、同法第29条第1項の規定により同センターへの入院を命ずる措置入院決定（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）を行った際に、それぞれの決定において審査請求人を診察した指定医の氏名の開示を求めるものである。

イ ところで、条例に基づき自己情報の開示請求がなされた場合、知事が取り扱う個人情報保護に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第3の4により、総合窓口から開示請求書の送付を受けた担当課は、開示請求に係る個人情報の記録された行政文書の特定を行った上で、当該情報の開示の適否を検討し、開示又は不開示等を決定することになるが、本件決定に係る自己情報不開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）において、実施機関は、開示請求の対象となる行政文書を特定することなく、単に、「精神保健指定医の氏名」を不開示とする旨の決定を行っていることが認められる。

ウ この点について、実施機関は、本件開示請求の対象文書として、前記4（1）のとおり指定医による診断書である本件文書1及び本件文書2が該当する旨を説明するが、審議会が確認したところ、本件において審査請求人を診察した指定医の氏名が記録された行政文書としては、以下の行政文書が該当することが認められた。

（ア）「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定による緊急措置診察等の実施について（通報対応グループ実施分）」の起案文書のうち、起案用紙の伺い文、「（案1）指定医による診察命令書」、「（案2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による診察の実施について（通知）」、「（案6）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者の申請・通報等の結果について（報告）」、「通報対応グループ 措置業務報告書」及び「措置入院に関する診断書（本件文書1）」

（イ）「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条の規定による精神保健指定医の診察結果について」の起案文書のうち、「（案5）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者の申請・通報等の結果について（報告）」及び「措置入院に関する診断書（本件文書2）」2通

エ そこで、審議会としては、これらの行政文書に記録された「指定医の氏名」の条例第17条第6号ハの該当性について、以下検討する。

(2) 条例第17条第6号ハ該当性について

ア 条例第17条第6号では、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な事務又は事業の類型をイからへまで例示的に掲げており、本号ハは、「指導、相談、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの

事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報を不開示情報と規定している。

ここでいう「おそれがある」とは、事務の性質上、それらに関する情報を開示すれば、事務の目的に沿った成果が得られず、実施する意味を喪失し、又は、事務の適正な執行が阻害され若しくはその可能性がある場合をいうものと解される。

イ これを本件についてみると、指定医が行う診察、診断は、知事が精神保健福祉法に基づく措置入院の要否を判断するために行われるもので、病状の改善という共通の目的のために将来にわたって医師と被診察者とが相互に信頼、協力関係にある通常の治療行為とは異なり、この診断の結果、被診察者の意思にかかわらず、措置入院という身体的自由を制限せしめる状況に至ることがあることを考慮すれば、両者は一種の緊張関係に置かれているものと考えることができる。

ウ そうすると、指定医の氏名を開示した場合、指定医と被診察者との間に診断結果をめぐる種々の軋轢や紛争を生じさせる可能性を否定することはできず、指定医が被診察者とのトラブルを懸念して、措置入院を要すると診断することを躊躇することにもつながりかねない。

そして、そうなれば、知事が措置入院命令を適正に発動することが困難になり、ひいては精神保健福祉事業の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというべきである。

エ したがって、指定医の氏名は本号ハに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断するが、以下のとおり附言する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

- (1) 実施機関は、上記5 (1) イのとおり、本件通知書において、「開示請求に係る個人情報」を記録する行政文書の件名又は内容欄（以下「件名欄」という。）に、開示請求書に記載された請求内容をそのまま転記したのみで本件開示請求の対象となる行政文書を特定することなく、不開示とする旨の決定を行っている。
- (2) しかしながら、条例第15条による開示請求権は自己の個人情報がどのように記録されているのかといった本人の関心へ適切な対応をするために定められたものであり、このような制度の趣旨に照らせば、実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示しない場合であっても、当該情報がどのような行政文書に記録されているのかについては原則として開示請求者に対し明らかにすべきであり、本件通知書においても、対象文書を特定しその名称等を具体的に明記すべきであった。
- (3) 事務取扱要綱第3の4においては、不開示決定通知書の件名欄には、開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名を正確に記載することとされており、件名

欄に開示請求書の請求内容をそのまま転記するのは、開示請求に係る行政文書を保有しておらず件名が不明な場合や条例第21条による存否応答拒否を行う場合等に限定されている。

- (4) 実施機関においては、開示請求制度の趣旨を踏まえ、適切な事務の遂行に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月 3日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
平成28年10月11日	反論書の写しの受理
平成30年10月25日	審議（平成30年度第6回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者